

諮問庁：検事総長

諮問日：令和5年11月14日（令和5年（行個）諮問第260号）

答申日：令和6年4月26日（令和6年度（行個）答申第10号）

事件名：本人に係る特定期間の記録の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月23日付け○地企発第79号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、全部開示することを請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

まず私の 憲法上の知る権利 とう違反している 事やこれら また事件化 してない 告訴処理されてない ものである。物や全てそうさ記録 なくむ事や処理があるため 又 これら開示しない事は、地検 と○○○（判読できず。）に正当性 中立性が保てない。告訴全く関係ない検事正の○○○○（判読できず。）やその○（判読できず。）の処理など公文書に必ず残るものであり、本当になのか 確にんがいる。又 私自しんTEL やり取り 音声データ 残してることから不開示 する事にも意味を持たないなどある。したがって 全部開示すべきである。請求します。並びに 口頭意見ちんじゅつ の申立 も行います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 本件開示請求の内容は、別紙（本件対象保有個人情報）のとおりである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に対し、「上記開示請求に係る記録のうちの保有個人情報については、いずれも刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、その存否は

さておき、その請求自体からして、個人情報の保護に関する法律第5章第4節の適用が除外されるため。」と理由を示して、保有個人情報不開示決定（原処分）をした。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の全部開示を求めているものと解されるところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めた。

その理由は、以下のとおりである。

(2) 本件開示請求が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」の開示を求めるものであること

ア 「訴訟に関する書類」とは、刑事事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法の規定が適用されないこととされたものである。

イ また、刑訴法53条の2第1項及び第2項は、法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外について規定しているところ、これらの規定が、その適用除外対象について、「訴訟記録」に限らず、刑訴法47条と同一の文言を用いて、「訴訟に関する書類」と規定していることからすると、刑事事件に関して作成された書類の全てが同項の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれると解することが相当である（貴審査会第5部会平成19年9月3日答申（平成19年度（行情）答申196号）、貴審査会第1部会平成26年3月3日答申（平成25年度（行情）答申411号）等参照）。

ウ 以上を前提として検討すると、本件開示請求は、特定の刑事事件に

関し、審査請求人と特定地方検察庁A特別捜査部職員との間における告訴等に関するやり取りや、同庁における告訴等に関する面談に際して同庁総務課職員が審査請求人と応対した状況、同庁と関係機関との相談内容等に関して作成され、又は取得された書類に記録されている保有個人情報を求めるものであると解されるどころ、これらは、告訴等の受理、捜査及び処理に関して作成又は取得された書類に記録された保有個人情報、すなわち刑事事件に関して作成又は取得された書類に記録された保有個人情報であることから、本件開示請求が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」の開示を求めるものであることは明らかである。

(3) 結論

したがって、本件審査請求には理由がなく、処分庁のした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和6年4月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は全部開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(2) 「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」該当性

本件対象保有個人情報は、特定の刑事事件について、審査請求人と特定地方検察庁A職員との間における告訴等の受理、捜査及び処理に関して作成又は取得された書類に記録された保有個人情報であり、刑

事事件の処理の過程又は刑事事件に関して作成された文書に記録された保有個人情報である。

そうすると、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するものと認められることから、法第5章第4節の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢麿, 委員 中村真由美

別紙 本件対象保有個人情報

「私が特定年月日から 電話や対面で 告訴 告発 や そのアポ取りなど
とくそう部の 事務官 特定個人A 特定個人B 2人, 特定検事 又 特
定年度それ引きついで 特定個人C その上司 特定個人D (次席そうさか
ん) 特定個人E が 特定月日 アポ取っていったが 書面で出して ほし
い に変わり それまでしてる 数十個の告訴も 突然 不受理じゃないな
ど言われ 検事正の 退きよ命令出すなど言われ 総務課 特定個人F, 特
定個人G など対応した など 直接 TEL 面談した 私に関する 現
在まで残る (特定地方検察庁Aと) 全記録と 特定地方検察庁Aから特定県
警察本部, 特定地方検察庁Bや他の 検察庁 に といあわせ, 照会した
もの や 組織間で 相談した記録など ふくむ (メモ, 電子記録ふくむ)
もの 私に関連する あらゆる記録」に記録された保有個人情報